

【碧南市水防計画 新旧対照表】

ページ・項	変更前（令和２年度）	変更後（令和３年度）	備考
P.1 第1章 第1節	この計画は、水防法（昭和24年法律第193号 <u>（追加）</u> ）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。	この計画は、水防法（昭和24年法律第193号 <u>。以下「法」という。</u> ）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。	県計画の記載に合わせ修正
P.1 第1章 第2節	2 碧南市災害対策本部 <u>（追加）</u> 災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため市内に災害が発生した時、又は災害が発生する恐れがあると市長が認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する組織をいう。 <u>（追加）</u>	2 碧南市災害対策本部 <u>（災害対策基本法第23条）</u> 災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため市内に災害が発生した時又は災害が発生する恐れがあると市長が認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する組織をいう。 <u>また、碧南市水防本部を兼ねる。</u>	県計画の記載に合わせて、根拠法を記載 市では水防本部を災害対策本部が兼ねることから追記
P.1 第1章 第2節	3 <u>（追加）</u> 碧南市水防本部長 <u>（追加）</u> 碧南市長をいう。	3 <u>碧南市災害対策本部長（碧南市水防本部長）</u> 碧南市長をいう。	市では水防本部を災害対策本部が兼ねることから追記
P.2 第1章 第2節	11 水防協力団体（法第36条 <u>第1項</u> ） 法人その他これに準ずるものとして国土交通省令 <u>（追加）</u> で定める団体であって、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認め <u>（追加）</u> 、水防管理者が指定した団体をいう。	11 水防協力団体（法第36条 <u>（削除）</u> ） 法人その他これに準ずるものとして国土交通省令 <u>（水防法施行規則第13条）</u> で定める団体であって、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認め <u>て</u> 、水防管理者が指定した団体をいう。	県計画の記載に合わせ修正、追記

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P.2 第1章 第2節</p>	<p>12洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項） <u>（追加）</u> 国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、<u>（追加）</u> 気象庁長官と共同して、洪水の<u>恐れ</u><u>（追加）</u>の状況を基準地点の水位又は流量を示して<u>洪水予報を行う。</u><u>（追加）</u>。 <u>（追加）</u> ※本市には洪水予報河川に指定された河川として、矢作川が該当する。</p>	<p>12洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項） <u>洪水予報河川について、</u> 国土交通大臣又は知事が、気象庁長官と共同して、洪水の<u>恐れおそれ</u>の状況を基準地点の水位又は流量を示して<u>行う洪水の予報等をいう。</u> <u>※ 洪水予報河川</u> <u>国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。本市は、矢作川が該当する。</u></p>	<p>県計画の記載に合わせ修正、追記</p>
<p>P.2 第1章 第2節</p>	<p>13水防警報（法第2条第8項、法第16条） 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸<u>（追加）</u>（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害がおこる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。 <u>（追加）</u></p>	<p>13水防警報（法第2条第8項、法第16条） 国土交通大臣又は知事が<u>指定した</u>水防警報河川等について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害がおこる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。 <u>※ 水防警報河川等</u> <u>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸。</u></p>	<p>県計画の記載に合わせ修正、追記</p>
<p>P.2～3 第1章 第2節</p>	<p>1-5.（追加）水位周知河川（追加）（法第13条（追加）） 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位の通知及び周知を行う。 <u>※本市には水位周知河川に指定された河川はない。</u><u>（追加）</u> 2-1 洪水特別警戒水位 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 2-4 水位周知下水道（法第13条の2） 知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行</p>	<p>15水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3） <u>国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</u> <u>知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</u> <u>知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</u> <u>※ 本市には水位周知河川に指定された河川及び水位周知下水道に指定した公共下水道等の排水施設等はない。</u> <u>※ 水位周知河川</u> <u>国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。本市河川は、指定なし。</u> <u>※ 水位周知下水道</u></p>	<p>県計画の記載に合わせ修正、追記</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<p>う。</p> <p>25 水位周知海岸（法第13条の3） 知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、通知及び周知を行う。</p> <p>26 雨水出水特別警戒水位 法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</p> <p>27 高潮特別警戒水位 法13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。 <u>（追加）</u></p>	<p><u>知事又は市長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。本市は、指定なし。</u></p> <p>※ <u>水位周知海岸</u> 知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。本市は、三河湾沿岸が該当する。</p> <p>※ <u>洪水特別警戒水位</u> 法第13条第1項第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</p> <p>※ <u>雨水出水特別警戒水位</u> 法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</p> <p>※ <u>高潮特別警戒水位</u> 法13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。</p>	
<p>P.3 第1章 第2節</p>	<p>20 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の<u>避難勧告（追加）</u>等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p>	<p>20 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の<u>避難指示</u>等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴い修正</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 8

第2章
第2節

1 水防管理団体の組織

市は法第3条、第5条の定めるところにより、水防体制を確立し、消防団（追加）を整備する。消防団（追加）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。

(1) 碧南市消防団編成表

団名	本部 分団名 分隊名	定 員													計			
		消 防 団						予 備 隊										
		団長	副団長	分団長	副分団長	班長	副班長	班長	副班長	班長	副班長	班長	副班長					
碧南市消防団	本 部	1	1					1	※1								4	
	分 団	第1分団			1	1	2	44										29
		第2分団			1	1	2	46										29
		第3分団			1	1	2	46										29
		第5分団			1	1	2	46										29
		第6分団			1	1	2	46										29
	分 隊	第1分隊							1	2	3	24	30					30
		第2分隊							1	2	3	24	30					30
		第3分隊							1	2	3	24	30					30
		第5分隊							1	2	3	24	30					30
		第6分隊							1	2	3	24	30					30
		合 計	1	1	5	5	10	66	1	1	5	10	15	120	120			254

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。

(追加)

1 水防管理団体の組織

市は法第3条、第5条の定めるところにより、水防体制を確立し、水防団（消防団）を整備する。水防団（消防団）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。

(1) 碧南市消防団編成表

団名	本部 分団名 分隊名	定 員													計			
		消 防 団						予 備 隊										
		団長	副団長	分団長	副分団長	班長	副班長	班長	副班長	班長	副班長	班長	副班長					
碧南市消防団	本 部	1	1					1	※1								4	
	分 団	第1分団			1	1	2	13										17
		第2分団			1	1	2	13										17
		第3分団			1	1	2	13										17
		第5分団			1	1	2	13										17
		第6分団			1	1	2	13										17
	分 隊	第1分隊											1	2	3	24	30	30
		第2分隊											1	2	3	24	30	30
		第3分隊											1	2	3	24	30	30
		第5分隊											1	2	3	24	30	30
		第6分隊											1	2	3	24	30	30
	合 計	1	1	5	5	10	65	1	1	5	10	15	120	120	5	10	80	239

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。

※ 下段は令和4年4月以降の定員数

用語の定義に定義されているため修正

令和4年4月以降定員数が変更されるため追記

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 9 第2章 第2節</p>	<p>(2) 消防団 (追加) の分担区域</p> <p>消防団 (追加) の分担区域は次表のとおりであるが、状況に応じて相互に応援協力するものとする。</p> <p>[消防団 (追加) 分担区域表]</p> <table border="1" data-bbox="315 339 1010 644"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>分担区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団 第1分隊</td> <td>新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで</td> </tr> <tr> <td>第2分団 第2分隊</td> <td>大浜水門、玉津浦樋管、2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、鯉川</td> </tr> <tr> <td>第3分団 第3分隊</td> <td>浜家樋管、5号～8号、10号、14号、35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで</td> </tr> <tr> <td>第5分団 第5分隊</td> <td>本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯</td> </tr> <tr> <td>第6分団 第6分隊</td> <td>高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯</td> </tr> </tbody> </table>	分団名	分担区域	第1分団 第1分隊	新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで	第2分団 第2分隊	大浜水門、 玉津浦樋管 、2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、鯉川	第3分団 第3分隊	浜家樋管、5号～8号、10号、 14号 、35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで	第5分団 第5分隊	本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯	第6分団 第6分隊	高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯	<p>(2) 水防団 (消防団) の分担区域</p> <p>水防団 (消防団) の分担区域は次表のとおりであるが、状況に応じて相互に応援協力するものとする。</p> <p>[水防団 (消防団) 分担区域表]</p> <table border="1" data-bbox="1122 352 1861 679"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>分担区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団 第1分隊</td> <td>新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで</td> </tr> <tr> <td>第2分団 第2分隊</td> <td>大浜水門、(削除) 2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、鯉川</td> </tr> <tr> <td>第3分団 第3分隊</td> <td>浜家樋管、5号～8号、10号、(削除) 35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで</td> </tr> <tr> <td>第5分団 第5分隊</td> <td>本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯</td> </tr> <tr> <td>第6分団 第6分隊</td> <td>高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯</td> </tr> </tbody> </table>	分団名	分担区域	第1分団 第1分隊	新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで	第2分団 第2分隊	大浜水門、 (削除) 2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、鯉川	第3分団 第3分隊	浜家樋管、5号～8号、10号、 (削除) 35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで	第5分団 第5分隊	本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯	第6分団 第6分隊	高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯	<p>用語の定義に定義されているため修正</p> <p>廃止したため削除（玉津浦樋管：令和2年度、14号防潮扉：令和3年度廃止）</p>
分団名	分担区域																										
第1分団 第1分隊	新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで																										
第2分団 第2分隊	大浜水門、 玉津浦樋管 、2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、鯉川																										
第3分団 第3分隊	浜家樋管、5号～8号、10号、 14号 、35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで																										
第5分団 第5分隊	本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯																										
第6分団 第6分隊	高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯																										
分団名	分担区域																										
第1分団 第1分隊	新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで																										
第2分団 第2分隊	大浜水門、 (削除) 2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、鯉川																										
第3分団 第3分隊	浜家樋管、5号～8号、10号、 (削除) 35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで																										
第5分団 第5分隊	本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯																										
第6分団 第6分隊	高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯																										
<p>P. 10 第3章 第2節</p>	<p>2 連絡事項</p> <p>(3) 消防団 (追加) 及び関係機関との連絡及び指示（資料編-資料4）</p>	<p>2 連絡事項</p> <p>(3) 水防団 (消防団) 及び関係機関との連絡及び指示（資料編-資料4）</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p>																								
<p>P. 12 第4章 第1節</p>	<p>3 消防団 (追加) の非常配備体制</p> <p>消防団 (追加) の非常配備については次のとおりとし、非常配備体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 出動体制</p> <p>消防団 (追加) が全員出動する体制</p> <p>4 消防機関の出動準備及び出動の基準</p> <p>消防機関（衣浦東部広域連合（碧南消防署）及び消防団 (追加)）の出動準備及び出動の基準については、衣浦東部広域連合消防計画に定める非常時の配備体制による。</p>	<p>3 水防団 (消防団) の非常配備体制</p> <p>水防団 (消防団) の非常配備については次のとおりとし、非常配備体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 出動体制</p> <p>水防団 (消防団) が全員出動する体制</p> <p>4 消防機関の出動準備及び出動の基準</p> <p>消防機関（衣浦東部広域連合（碧南消防署）及び水防団 (消防団)）の出動準備及び出動の基準については、衣浦東部広域連合消防計画に定める非常時の配備体制による。</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p>																								

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 18～20 第6章 第1節</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）</p> <p>(1) 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>（追加）</u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(2) 高潮注意報 台風や低気圧による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、<u>（追加）</u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。<u>（追加）</u></p> <p>(3) 洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>（追加）</u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生している。（追加）</u>ことを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>(9) 気象情報 ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」…気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）</p> <p>(1) 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの</u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(2) 高潮注意報 台風や低気圧による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの</u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。<u>なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(3) 洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの</u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要がある</u>ことを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>(9) 気象情報 ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」…気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を</p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p> <p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>
---------------------------------	--	---	---

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p>また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される。</p> <p>イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) …愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として <u>(追加)</u> 発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。</p> <p>発表基準は、1時間雨量100mmである。</p> <p>ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表) …大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</p> <p>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 <u>(追加)</u></p> <p>エ 「竜巻注意情報」(気象庁発表) …積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>(追加)</u> 愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。<u>(追加)</u></p>	<p>喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) …愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>気象庁から</u>発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。</p> <p>発表基準は、1時間雨量100mmである。</p> <p>ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表) …<u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>エ 「竜巻注意情報」(気象庁発表) …積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>気象庁から</u>愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。<u>なお、実際に危険度が高まっている</u></p>
--	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を <u>(追加)</u>、<u>(追加)</u> 愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>オ 「早期注意情報（警報級の可能性）…警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性が <u>(追加)</u> [高]、[中] 2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。明日までの大雨の「早期注意情報（警報級の可能性）」の <u>(追加)</u> [高] 又は [中] <u>(追加)</u> は、災害への心構えを高める <u>(追加)</u> 警戒レベル1である。</p>	<p><u>場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を <u>付加した情報が、気象庁から</u> 愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>オ 「早期注意情報（警報級の可能性）… <u>5日先までの警報級の現象の可能性が</u> [高]、[中] 2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。<u>大雨に関して、5日先までの期間に</u> [高] 又は [中] <u>が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す</u>警戒レベル1である。</p>	
<p>P. 20～21 第6章 第1節</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） (10)大雨警報・洪水警報の危険度分布 (別表7) 大雨・高潮特別警報基準</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） (10)大雨警報・洪水警報の危険度分布 (別表7) 大雨・高潮特別警報基準</p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 22～23 第 6 章 第 1 節	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報))</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域 (追加) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており (追加)、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるか (追加) <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 </td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域 (追加) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測 (追加) を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測 (追加) を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報))	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域 (追加) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており (追加)、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるか (追加) <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 	大雨警報 (浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域 (追加) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測 (追加) を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測 (追加) を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報))</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域 (メッシュ) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 </td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域 (メッシュ) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報))	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域 (メッシュ) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 	大雨警報 (浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域 (メッシュ) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 	<p>県計画の記載 に合わせ追記</p>
	種 類	概 要																	
	大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報))	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域 (追加) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており (追加)、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるか (追加) <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 																	
大雨警報 (浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域 (追加) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測 (追加) を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測 (追加) を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに (追加)、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 																		
種 類	概 要																		
大雨警報 (土砂災害の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報))	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域 (メッシュ) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル 3 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 																		
大雨警報 (浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域 (メッシュ) ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。 																		
(別表 7) 大雨・高潮特別警報基準	(別表 7) 大雨・高潮特別警報基準																		

【碧南市水防計画 新旧対照表】

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における50年に一度の値	現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における50年に一度の値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	<p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 <u>雨を要因とする特別警報（追加）</u>（警戒レベル5相当）の指標 <u>（追加）</u></p> <p>1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くとして予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（追加）を公表する。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数（追加）において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数（追加）において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm（追加）を超える格子のみをカウント対象とする）。 ※1- 降った雨が地下の土壌中にどれだけ貯まっているかを数値化した値。 <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	48時間雨量=428mm 3時間雨量=169mm 土壌雨量指数=265	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 <u>大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標</u> <u>確率値を用いた場合（浸水害）</u></p> <p>1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くとして予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）^{※1}を公表する。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数^{※2}において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数^{※3}において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※3}以上となったを超える格子のみをカウント対象とする）。 <u>指数を用いた場合（土砂災害）</u></p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※2}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続くとして予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を公表する。</u></p> <p>※1 当該地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報（浸水害）を公表。 ※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 ※3 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。 ※4 1時間に概ね30ミリ以上の雨。</p> <p>2 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）に、大雨特別警報を公表する。</p>	48時間雨量=428mm 3時間雨量=169mm 土壌雨量指数=265
地面現象（大雨特別警報（土砂災害））		<p>2 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）に、大雨特別警報を公表する。</p>	※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。	地面現象（大雨特別警報（土砂災害））			
高潮特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）に、<u>高潮特別警報を公表する。</u>（追加）</p> <p>・（追加）特別警報の指標 <u>（追加）</u></p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（追加）</p>		高潮特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、<u>特別警報を公表する※。</u></p> <p>・高潮特別警報の指標 ※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報田がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、<u>特別警報を公表する※。</u></p>	

（追加）

「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。」

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 24 第 6 章 第 1 節</p>	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を<u>即座（追加）</u>に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（追加）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>（追加）</u>津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・<u>注意報（追加）</u>を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。<u>（追加）</u>予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、<u>（追加）</u>は予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を<u>即時</u>に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（<u>一部の地震※については約2分</u>）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため</u>、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、<u>非常事態であることを伝える</u>。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、<u>津波情報では</u>予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p><u>※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</u></p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>
----------------------------------	---	---	-------------------------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 24～25
第 6 章
第 1 節

2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）
(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表 (G追加)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m<予想高さ)	10m超 (G追加)	巨大	G追加) 沿岸部や川沿いにいる人は、たまたに高台や G追加) 避ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		(5m<予想高さ≤10m)	10m (G追加)		
		(3m<予想高さ≤5m)	5m (G追加)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	(1m<予想高さ≤3m)	3m (G追加)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	(0.2m≤予想高さ≤1m)	1m (G追加)	- (G追加)	G追加) 海の中にいる人はたまたに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）
(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、たまたに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はたまたに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 25～26 第 6 章 第 1 節	2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (2) 津波情報 ア 津波情報の発表等 津波情報の種類と発表内容	2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (2) 津波情報 ア 津波情報の発表等 津波情報の種類と発表内容	県計画令和 3 年度修正の記載 に合わせ修正、 追記																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻 予想される津波の高さを 5 段階の数 (メートル単位)又は「巨大」や「 い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「 波警報・注意報の種類」の(追加) を参照)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予 想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その 刻や高さを発表 (※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ及 び沖合の観測値から推定される沿岸で 津波の到達時刻や高さを津波予報区 単位で発表(※2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点 では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は 発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区と の対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で 発表されるまでは「観測中」と発表する。 	情報の種類		内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 予想される津波の高さを 5 段階の数 (メートル単位)又は「巨大」や「 い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「 波警報・注意報の種類」の(追加) を参照)	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予 想時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その 刻や高さを発表 (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及 び沖合の観測値から推定される沿岸で 津波の到達時刻や高さを津波予報区 単位で発表(※2)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や 予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位)又は「巨大」や「高 い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「 津波警報等の種類と発表される津波の高 さ等」の表参照)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想 時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時 刻や高さを発表 (※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ及び 沖合の観測値から推定される沿岸での 津波の到達時刻や高さを津波予報区単 位で発表(※2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(削除) 沿岸からの距離が 1 0 0 k m を超えるような沖合の観測点 では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表 しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付 けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるま では「観測中」と発表する。 	情報の種類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や 予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位)又は「巨大」や「高 い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「 津波警報等の種類と発表される津波の高 さ等」の表参照)	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想 時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時 刻や高さを発表 (※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び 沖合の観測値から推定される沿岸での 津波の到達時刻や高さを津波予報区単 位で発表(※2)
情報の種類	内 容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 予想される津波の高さを 5 段階の数 (メートル単位)又は「巨大」や「 い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「 波警報・注意報の種類」の(追加) を参照)																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予 想時刻を発表																								
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その 刻や高さを発表 (※1)																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及 び沖合の観測値から推定される沿岸で 津波の到達時刻や高さを津波予報区 単位で発表(※2)																								
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																								
情報の種類	内 容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や 予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位)又は「巨大」や「高 い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「 津波警報等の種類と発表される津波の高 さ等」の表参照)																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想 時刻を発表																								
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時 刻や高さを発表 (※1)																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び 沖合の観測値から推定される沿岸での 津波の到達時刻や高さを津波予報区単 位で発表(※2)																								
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																								

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 27 第6章 第1節</p>	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (3) 津波予報 津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="271 292 1041 676"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報 <u>(追加)</u> 解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報 <u>(追加)</u> 解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (3) 津波予報 津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1068 292 1839 676"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>
	発表基準	発表内容																					
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																					
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
	津波注意報 <u>(追加)</u> 解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																					
	発表基準	発表内容																					
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																					
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																					
<p>P. 28～29 第6章 第2節</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図</p> <p>※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 <u>(追加)</u></p> <p>2 津波警報等の伝達系統図</p> <p>※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 <u>(追加)</u></p>	<p>1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図</p> <p>※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 <u>愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</u></p> <p>2 津波警報等の伝達系統図</p> <p>※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 <u>愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</u></p>	<p>県計画の記載に合わせ修正、追記</p>																				

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 30 第7章 第3節</p>	<p>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令<u>（追加）</u>基準</p>	<p>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準</p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>																																
<p>P. 34～35 第8章 第4節</p>	<p>第四節 洪水予報の種類等と発表基準 <u>（追加）</u></p> <table border="1" data-bbox="266 363 1043 1098"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水注意報</td> <td>解除</td> <td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。 <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報（洪水）】</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。 <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報（洪水）】</td> <td>氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。 <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報（洪水）】</td> <td>堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。 <u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（追加）</u></p>	種類		発表基準	洪水注意報	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。 <u>（追加）</u>	氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。 <u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	洪水警報	氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 <u>（追加）</u>	氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報（洪水）】	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。 <u>（追加）</u>	氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報（洪水）】	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。 <u>（追加）</u>	<p>第四節 洪水予報の種類等と発表基準 <u>（矢作川）</u></p> <table border="1" data-bbox="1066 363 1890 1098"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水注意報</td> <td>解除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報（洪水）】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報（洪水）】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1</u>：予報区域に複数の基準観測所がある場合（矢作川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。</p> <p><u>注2</u>：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。</p>	種類		発表基準	洪水注意報	解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	洪水警報	氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>
種類		発表基準																																	
洪水注意報	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。 <u>（追加）</u>																																	
	氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。 <u>（追加）</u>																																	
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																	
洪水警報	氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。 <u>（追加）</u>																																	
	氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報（洪水）】	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。 <u>（追加）</u>																																	
	氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報（洪水）】	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。 <u>（追加）</u>																																	
種類		発表基準																																	
洪水注意報	解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 																																	
	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 																																	
	洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 																																	
洪水警報	氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																																	
	氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 																																	

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		<p><u>注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警戒の警戒等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。</u></p>							
P. 36 第9章 第1節	<u>(追加)</u>	<p style="text-align: center;">第九章 水位情報の周知</p> <p>第一節 意義</p> <p><u>1 河川の水位情報の周知</u></p> <p>国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの（法第13条第1項・第2項・第3項）</p> <p><u>2 公共下水道等の水位情報の周知</u></p> <p>市長が、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等（水位周知下水道）の排水施設等について、雨水出水特別警戒区域を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の2第1項・第2項）</p> <p><u>3 高潮の水位情報の周知</u></p> <p>知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の3）</p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ追記</p>						
P. 36 第9章 第2節	<u>(追加)</u>	<p>第二節 水位情報の周知を行う海岸及びその区域</p> <p><u>1 知事が指定した海岸</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">海岸名</th> <th style="width: 50%;">区域（起点～終点）</th> <th style="width: 25%;">指定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>田原市伊良湖町地先 弥富市鍋田町地先</td> <td>令和3年6月11日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 知事が指定した河川</u></p> <p>本市には水位周知河川に指定された河川はない。</p>	海岸名	区域（起点～終点）	指定日	三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先 弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ追記</p>
海岸名	区域（起点～終点）	指定日							
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先 弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日							

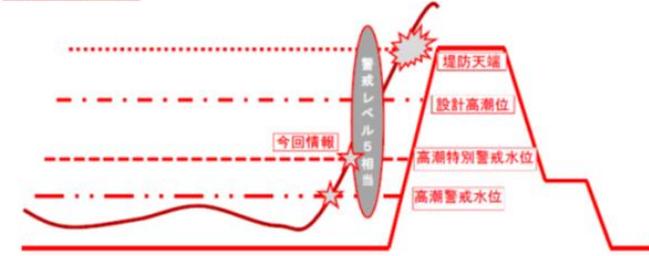
【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 36～37 第9章 第3節</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</p> <p><u>1 知事が指定した海岸</u></p> <p><u>(1) 高潮特別警戒水位</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 268 1848 373"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>基準水位(m)</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>天白川河口</td> <td>TP2.30</td> <td>河川課長</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 高潮警戒水位※</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 453 1863 564"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>基準水位(m)</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>一色</td> <td>TP 1.90</td> <td>河川課長</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）</u></p> <p><u>2 知事が水位情報の周知を行う河川</u></p> <p><u>本市には水位周知河川に指定された河川はない。</u></p>	海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者	三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	河川課長	海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者	三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP 1.90	河川課長	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ追記</p>
海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者																
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	河川課長																
海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者																
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP 1.90	河川課長																

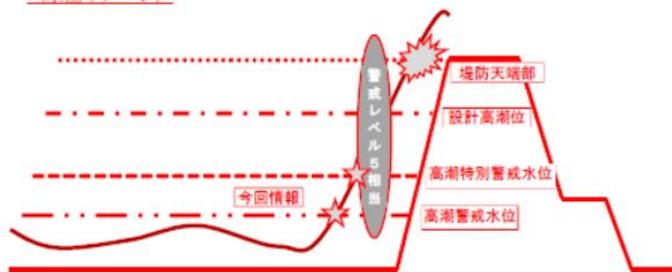
【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 37 第9章 第4節</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第四節 水位情報伝達系統</p> <p><u>1 知事が水位情報の周知を行う海岸</u></p> <p><u>2 知事が水位情報の周知を行う河川</u></p> <p><u>本市には水位周知河川に指定された河川はない。</u></p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ追記</p>
------------------------------	--------------------	---	----------------------------

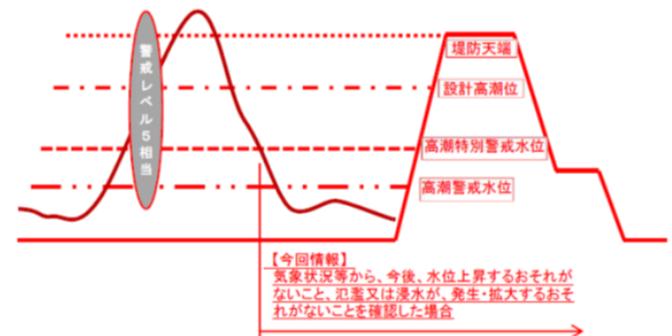
【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 38 第9章 第5節</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第五節 水位情報等発表文例</p> <p><u>三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報</u> <u>(警戒レベル5相当情報[高潮])</u></p> <p>令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課</p> <p>【主文】 <u>【警戒レベル5相当情報 [高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、</u> <u>天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基</u> <u>準)TP2.3mに達しました。</u> <u>各地とも厳重な警戒をしてください。</u></p> <p><u>(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に</u> <u>到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係</u> <u>機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に對</u> <u>して通知するものです。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)</u></p> <p>高潮特別警戒水位 TP2.30m</p> <p><u>(水位イメージ)</u></p>  <p><u>(問い合わせ先)</u> 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552</p>	<p>県計画令和3 年度修正の記載 に合わせ追記</p>
------------------------------	--------------------	---	--------------------------------------

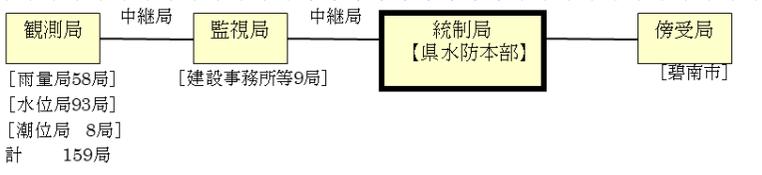
【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 39 第9章 第5節</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</u> <u>愛知県建設局河川課</u></p> <p><u>【主文】</u> <u>三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位TP1.9mに達しました。</u> <u>各地とも水位を注視し警戒をしてください。</u></p> <p><u>(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>高潮警戒水位</u> <u>TP1.90m</u></p> <p><u>(水位イメージ)</u></p>  <p><u>(問い合わせ先)</u> <u>愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552</u></p>	<p>県計画令和3 年度修正の記載 に合わせ追記</p>
------------------------------	--------------------	--	--------------------------------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 40 第9章 第5節</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報</u> <u>(警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除</u></p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課</p> <p>【主文】 【警戒レベル5相当情報[高潮]解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。</p> <p>(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)</p> <p style="text-align: center;">高潮特別警戒水位 TP2.30m</p> <p>(水位イメージ)</p>  <p>(問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552</p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ追記</p>
------------------------------	--------------------	--	----------------------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 41 第 9 章 第 5 節</p>	<p><u>(追加)</u></p>		<p>県計画令和 3 年度修正の記載に合わせ追記</p>
<p>P. 42 第 10 章 第 1 節</p>	<p>1 市の事務 市は、愛知県水防テレメータシステムや国土交通省 <u>ホームページ</u> <u>(追加)</u> の「川の防災情報」 <u>(追加)</u> により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」 <u>(追加)</u> により、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</p>	<p>1 市の事務 市は、愛知県水防テレメータシステムや国土交通省 <u>ウェブサイト</u> の「川の防災情報」 <u>(https://www.river.go.jp)</u> 又は <u>愛知県ウェブサイト</u> 「<u>愛知県川の防災情報</u>」 <u>(https://www.kasen-aichi.jp/)</u> により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」 <u>(https://www.river.or.jp/)</u> により、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</p>	<p>県計画令和 3 年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>
<p>P. 42 第 10 章 第 1 節</p>	<p>2 愛知県水防テレメータシステム (2) 構成</p>  <p>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>±0.4</u> <u>(追加)</u> 局設置している。)</p>	<p>2 愛知県水防テレメータシステム (2) 構成</p>  <p>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>173</u> 局設置している。)</p>	<p>県計画令和 3 年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 42 第10章 第1節	3 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局								3 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局	県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記							
	水系名	観測所名	所在地								水系名	観測所名	所在地				
矢作川	作手	新城市作手高里字繩手上 38 <u>(追加)</u> (新城市作手総合支所 (追加))						作手	新城市作手高里字繩手上 38 <u>番地1</u> (新城市消防署作手出張所)								
	稲武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 (豊田市役所稲武支所)						稲武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 (豊田市役所稲武支所)								
	旭	豊田市小渡町船戸15-1 (豊田市役所旭支所)						旭	豊田市小渡町船戸15-1 (豊田市役所旭支所)								
	小原	豊田市小原町 夫草 <u>(追加)</u> 441-1 (豊田市役所小原支所)						小原	豊田市小原町 上平 <u>441-1</u> (豊田市役所小原支所)								
	木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16 <u>(追加)</u>						木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16 <u>(木瀬ダム)</u>								
	明川	豊田市明川町 (追加) <u>オクマノ2-32</u> (明川観測所)						明川	豊田市明川町 ヲ <u>オクマノ2-32</u> (明川観測所)								
	藤岡	豊田市藤岡飯野町田中245 (豊田市役所藤岡支所)						藤岡	豊田市藤岡飯野町田中245 (豊田市役所藤岡支所)								
	足助	豊田市足助町岡田3-1 (豊田加茂建設事務所足助支所)						足助	豊田市足助町岡田3-1 (豊田加茂建設事務所足助支所)								
	下山	豊田市大沼町越田和37-1 (豊田市役所下山支所)						下山	豊田市大沼町越田和37-1 (豊田市役所下山支所)								
	豊田	豊田市常盤町三丁目28 (豊田加茂建設事務所)						豊田	豊田市常盤町三丁目28 (豊田加茂建設事務所)								
	岡崎	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河建設事務所)						岡崎	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河建設事務所)								
	額田	岡崎市樫山町字山ノ神21-1 (岡崎市役所額田支所)						額田	岡崎市樫山町字山ノ神21-1 (岡崎市役所額田支所)								
	雨山ダム	岡崎市雨山町 (追加) <u>竹ノ下31-2</u> <u>(追加)</u>						雨山ダム	岡崎市雨山町 字 <u>竹ノ下31-2</u> <u>(雨山ダム)</u>								
	高浜川	安城	安城市桜町18番23号 (安城市役所)						安城	安城市桜町18番23号 (安城市役所)							
高浜川		碧南市丸山町1-34 (高浜川水門)						高浜川	碧南市丸山町1-34 (高浜川水門)								
P. 44 第10章 第1節	5 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局								5 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局								県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記
	海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	0.00 <u>(追加)</u>	※	堤防高	海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	0.00 <u>(削除)</u>	
三河湾	衣浦港	衣浦港	知多	半田市十一号地	PP m	0 <u>(追加)</u>	3.65	4.5	三河湾	衣浦港	衣浦港	知多	半田市十一号地	m	0.00 <u>0.00</u>	3.65	4.5
注 (1) 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位。									<u>(削除)</u>								

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<p>(2) 避難判断水位：水防法第13条で規定される特別警戒水位であり、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難判断の参考の一つとなる水位を指す。</p> <p>(3) 出動水位：その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の6割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準地点におけるほぼ出動水位に相当する水位を記載している。</p> <p>(4) 氾濫注意水位：その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の4割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準地点におけるほぼ氾濫注意水位（警戒水位）に相当する水位を記載している。</p> <p>(6) 水防団待機水位：その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準地点におけるほぼ水防団待機水位（通報水位）に相当する水位を記載している。</p> <p>上記設定が困難な著しい感潮区間については、氾濫危険水位のみを設定している。また、排水機場内水位については、操作規則等を参考に設定可能なものについて設定している。</p> <p>なお、水防警報（水位周知）基準観測局においては、河川全域で評価した水位であるが、その他の基準観測局においては、当該観測局の地点で評価した水位である。</p> <p>注 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 潮位観測局の※は台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>注 1) ※ 潮位観測局の※は台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。</p> <p>注 2) <u>令和3年1月29日 測地成果2011に基づき観測基準面を見直している。</u></p>	
<p>P. 44 第10章 第1節</p>	<p>6 危機管理型水位計</p> <p>(1) 概要</p> <p>洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。</p> <p>水位情報は、一般財団法人河川情報センター ホームページ「川の水位情報」 (https://k.river.go.jp/) に掲載する。〔水位計 104基〕</p>	<p>6 危機管理型水位計</p> <p>(1) 概要</p> <p>洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。</p> <p>水位情報は、一般財団法人河川情報センター <u>ウェブサイト</u>「川の水位情報」 (https://k.river.go.jp/) に掲載する。〔水位計 <u>173</u>基〕</p>	<p>県計画令和3年度修正の記載に合わせ修正、追記</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	(令和2年4月1日現在) (2) 水位計設置箇所	(令和3年4月1日現在) (2) 水位計設置箇所																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知立</td> <td>高浜川</td> <td>新川</td> <td>浜尾橋</td> </tr> <tr> <td>知立</td> <td>高浜川</td> <td>半場川</td> <td>城藤橋</td> </tr> <tr> <td>知立</td> <td>高浜川</td> <td>稗田川</td> <td>法響橋</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	所管	水系名	河川名	設置箇所	知立	高浜川	新川	浜尾橋	知立	高浜川	半場川	城藤橋	知立	高浜川	稗田川	法響橋	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知立</td> <td>高浜川</td> <td>新川</td> <td>浜尾橋</td> </tr> <tr> <td>知立</td> <td>高浜川</td> <td>半場川</td> <td>城藤橋</td> </tr> <tr> <td>知立</td> <td>高浜川</td> <td>稗田川</td> <td>法響橋</td> </tr> <tr> <td><u>知立</u></td> <td><u>高浜川</u></td> <td><u>長田川</u></td> <td><u>大山田橋</u></td> </tr> </tbody> </table>	所管	水系名	河川名	設置箇所	知立	高浜川	新川	浜尾橋	知立	高浜川	半場川	城藤橋	知立	高浜川	稗田川	法響橋	<u>知立</u>	<u>高浜川</u>	<u>長田川</u>	<u>大山田橋</u>	
所管	水系名	河川名	設置箇所																																								
知立	高浜川	新川	浜尾橋																																								
知立	高浜川	半場川	城藤橋																																								
知立	高浜川	稗田川	法響橋																																								
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																								
所管	水系名	河川名	設置箇所																																								
知立	高浜川	新川	浜尾橋																																								
知立	高浜川	半場川	城藤橋																																								
知立	高浜川	稗田川	法響橋																																								
<u>知立</u>	<u>高浜川</u>	<u>長田川</u>	<u>大山田橋</u>																																								
P. 44 第10章 第1節	7 水位観測を行う河川・海岸 (1) 市及び衣浦東部広域連合（碧南消防署）は出動準備体制になったとき、巡視を実施する中で河川の観測所の水位について観測を行う。併せて、河川情報システム及び県設置のテレメーターで観測を行い、下記の事項を災害対策本部に報告する。なお、巡視を実施する中で行う河川の観測所の水位観測については必要に応じ <u>消防団（追加）</u> に引継ぐことができる。衣浦港の潮位についても、テレメーター観測を行うとともに関係機関と密接な連絡をとりその状況を把握し、災害対策本部へ報告する。	7 水位観測を行う河川・海岸 (1) 市及び衣浦東部広域連合（碧南消防署）は出動準備体制になったとき、巡視を実施する中で河川の観測所の水位について観測を行う。併せて、河川情報システム及び県設置のテレメーターで観測を行い、下記の事項を災害対策本部に報告する。なお、巡視を実施する中で行う河川の観測所の水位観測については必要に応じ <u>水防団（消防団）</u> に引継ぐことができる。衣浦港の潮位についても、テレメーター観測を行うとともに関係機関と密接な連絡をとりその状況を把握し、災害対策本部へ報告する。	用語の定義に定義されているため修正																																								
P. 47 第10章 第3節	第三節 <u>消防団（追加）</u>の出動 3 準備及び出動の内容 <u>消防団（追加）</u> は、2の基準により水防本部長及び消防署長から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。 (1) 準備 オ <u>消防団（追加）</u> 員が全員出動する体制を整えること。	第三節 <u>水防団（消防団）</u>の出動 3 準備及び出動の内容 <u>水防団（消防団）</u> は、2の基準により水防本部長及び消防署長から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。 (1) 準備 オ <u>水防団（消防団）</u> 員が全員出動する体制を整えること。	用語の定義に定義されているため修正																																								
P. 48 第10章 第3節	4 津波における留意事項 津波は、発生地点から沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び <u>消防団（追加）</u> 員地震の避難に利用可能な時間は異	4 津波における留意事項 津波は、発生地点から沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び <u>水防団（消防団）</u> 員地震の避難に利用可能な時間は異なる。	用語の定義に定義されているため修正																																								

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<p>なる。</p> <p>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、<u>消防団（追加）</u>自身の避難以外の行動が取れないことが多い。</p> <p>従って、あくまでも<u>消防団（追加）</u>自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</p>	<p>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、<u>水防団（消防団）</u>員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。</p> <p>従って、あくまでも<u>水防団（消防団）</u>員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</p>	
P. 48 第 10 章 第 3 節	<p>5 安全配慮</p> <p>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、<u>消防団（追加）</u>自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</p> <p>水防作業や避難誘導の際も、<u>消防団（追加）</u>員自身の安全は確保<u>し</u> <u>なければならない。</u></p>	<p>5 安全配慮</p> <p>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、<u>水防団（消防団）</u>自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</p> <p>水防作業や避難誘導の際も、<u>水防団（消防団）</u>員自身の安全は確保する<u>ため、次の事項を実施する。</u></p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p> <p>次に実施事項が記されているため修正</p>
P. 51 第 10 章 第 4 節	<p>1 水門、樋門、防潮扉</p> <p>(1)水門、樋門及び陸閘の操作規則（抜粋）</p> <p>第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は<u>消防団（追加）</u>活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。</p>	<p>1 水門、樋門、防潮扉</p> <p>(1)水門、樋門及び陸閘の操作規則（抜粋）</p> <p>第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は<u>水防団（消防団）</u>活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p>
P. 59 第 10 章 第 6 節	<p>1 <u>（追加）</u>避難指示又は<u>避難勧告（追加）</u>（法 29 条、災害対策基本法第 60 条）</p> <p><u>市長は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対し避難のため立退きを指示又は勧告（以下「避難勧告等」という。）する。なお、避難勧告等の発令については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によって行う。この場合、碧南警察署長にその旨を通知するものとする。（追加）</u> <u>（追加）</u></p>	<p>1 <u>緊急安全確保</u>、避難指示又は<u>高齢者等避難</u>（法 29 条、災害対策基本法第 60 条）</p> <p><u>市長は、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示（以下「高齢者等避難」、「避難指示」という。）する。</u></p> <p><u>洪水又は高潮が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保」という。）を指示する。</u></p> <p><u>なお、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」と</u></p>	<p>災害対策基本法第 60 条及び同 3 項の条文に合わせ修正</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<p>2 <u>避難勧告（追加）</u>等の方法</p> <p>市長（又は知事）が<u>避難勧告（追加）</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。</p> <p>(1) <u>避難勧告又は避難指示（追加）</u>である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p>	<p><u>いう。）の発令については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」によって行う。この場合、碧南警察署長にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>避難指示等</u>の方法</p> <p>市長（又は知事）が<u>避難指示等</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴い修正</p>
<p>P. 60 第10章 第7節</p>	<p>1 洪水対応</p> <p>(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の<u>を</u>確保及び浸水の防止のするための措置</p> <p>ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設）でを当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p>	<p>1 洪水対応</p> <p>(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の<u>（削除）</u>確保及び浸水の防止のするための措置</p> <p>ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設）で、<u>当</u>当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p>	<p>誤植のため削除</p>
<p>P. 63 第10章 第8節</p>	<p>1 水防信号</p> <p>(1) 出動信号 消防団 <u>（追加）</u>に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。</p>	<p>1 水防信号</p> <p>(1) 出動信号 <u>水防団（消防団）</u>に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p>
<p>P. 65 第10章 第9節</p>	<p>1 決壊等の通知（法第25条）</p> <p>(2) 速報</p> <p>イ 速報の伝達経路</p> <p>市長、消防団 <u>（追加）</u>長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の市長及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。</p> <p>なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。</p>	<p>1 決壊等の通知（法第25条）</p> <p>(2) 速報</p> <p>イ 速報の伝達経路</p> <p>市長、<u>水防団（消防団）</u>長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の市長及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。</p> <p>なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<p>2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）</p> <p>(1) 市長、<u>消防団（追加）</u>長及び消防機関の長が、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>イ <u>避難勧告</u>等（第九章第六節）</p> <p>3 決壊等による被害状況の報告</p> <p>市長、<u>消防団（追加）</u>長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。</p>	<p>2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）</p> <p>(1) 市長、<u>水防団（消防団）</u>長及び消防機関の長が、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>イ <u>避難指示</u>等（第九章第六節）</p> <p>3 決壊等による被害状況の報告</p> <p>市長、<u>水防団（消防団）</u>長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴い修正</p> <p>用語の定義に定義されているため修正</p>
<p>P. 66</p> <p>第10章</p> <p>第11節</p>	<p>2 公用負担</p> <p>(1) 公用負担権限</p> <p>水防のため必要があるときは、市長、<u>消防団（追加）</u>長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。（法第28条第1項、第2項）</p> <p>(2) 公用負担権限証明書</p> <p>公用負担の権限を行使する者は、市長、<u>消防団（追加）</u>長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。</p>	<p>2 公用負担</p> <p>(1) 公用負担権限</p> <p>水防のため必要があるときは、市長、<u>水防団（消防団）</u>長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。（法第28条第1項、第2項）</p> <p>(2) 公用負担権限証明書</p> <p>公用負担の権限を行使する者は、市長、<u>水防団（消防団）</u>長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。</p>	<p>用語の定義に定義されているため修正</p>
<p>P. 67</p> <p>第10章</p> <p>第12節</p>	<p>2 市長</p> <p>市長は、水防が終結したとき、<u>遅滞なく</u>別表様式（資料編-資料19）により知立建設事務所に報告するものとする。◆資料編（資料19）水防報告書</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2 市長</p> <p>市長は、水防が終結したとき、<u>3日以内</u>に別表様式（資料編-資料19）により知立建設事務所に報告するものとする。◆資料編（資料19）水防報告書</p> <p><u>(1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻</u></p> <p><u>(2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員</u></p> <p><u>(3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況</u></p> <p><u>(4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果</u></p> <p><u>(5) 使用資器材の種類・数量</u></p> <p><u>(6) 法28条による公用負担の内容</u></p> <p><u>(7) 応援の状況</u></p> <p><u>(8) 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域</u></p> <p><u>(9) 水防功労者及び功績</u></p>	<p>県計画の記載に合わせ修正、追記</p>

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		<p><u>(10)水防管理者の所見</u> <u>(11)その他必要事項</u></p>	
P. 68 第 11 章 第 2 節	<p>愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。</p> <p>水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難の確な水防活動等、大規模 <u>(追加)</u> 氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。</p>	<p>愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。</p> <p>水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難の確な水防活動等、大規模 <u>氾濫</u> 時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。</p>	誤植のため追記
P. 68～69 第 11 章 第 3 節	<p>1 居住者の義務等</p> <p>市長、<u>消防団 (追加)</u> 員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。(法第 21 条第 1 項)</p> <p>市長、<u>消防団 (追加)</u> 長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。(法第 24 条)</p>	<p>1 居住者の義務等</p> <p>市長、<u>水防団 (消防団)</u> 員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。(法第 21 条第 1 項)</p> <p>市長、<u>水防団 (消防団)</u> 長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。(法第 24 条)</p>	用語の定義に定義されているため修正
P. 71～72 第 11 章 第 5 節	<p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う <u>避難勧告 (追加)</u> 等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者が氾濫の <u>恐れ (追加)</u> があるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</p>	<p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う <u>避難指示</u> 等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者が氾濫の <u>おそれ</u> があるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</p>	災害対策基本法改正に伴い修正 誤植のため修正
P. 74 第 13 章 第 1 節	<p>1 水防訓練実施要項</p> <p>水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。</p> <p>(3) 動員 (<u>消防団 (追加)</u>、水防協力団体、居住者、ボランティア)</p> <p>(7) 避難 (<u>避難勧告</u>等の放送・伝達、居住者の避難)</p> <p>2 <u>水防訓練の実施 (追加)</u></p> <p>水防訓練は毎年 <u>(追加)</u> 実施するものとする。</p>	<p>1 水防訓練実施要項</p> <p>水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。</p> <p>(3) 動員 (<u>水防団 (消防団)</u>、水防協力団体、居住者、ボランティア)</p> <p>(7) 避難 (<u>避難指示</u>等の放送・伝達、居住者の避難)</p> <p>2 <u>水防訓練の実施時期</u></p> <p>水防訓練は毎年 <u>4 月から 8 月までの間 (出水期前が望ましい) とし、必ず 1 回以上</u> 実施するものとする。</p>	用語の定義に定義されているため修正 災害対策基本法改正に伴い修正 県計画の記載に合わせ追記

【碧南市水防計画 新旧対照表】

<p>P. 74 第 13 章 第 2 節</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第二節 市の水防計画改定要領</u> <u>1 市長は、水防計画を愛知県水防計画の改定等を踏まえ、毎年検討を加え、変更したときは遅延なく知事に届け出るものとする。(法第 33 条)</u> <u>2 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に改定する。また、改定した水防計画は、水防団（消防団）員、関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。</u></p>	<p>県計画の記載 に合わせ追記</p>
	<p>以下余白</p>		